

令和5年7月22日

市野谷自治会員、会館使用者 各位

市野谷自治会  
会長 吉田 光宏

### 市野谷自治会館の使用料金等の変更について

大暑の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。  
日頃から自治会の活動に際し、ご理解とご協力を賜り厚く、お礼を申し上げます。  
さて、市野谷自治会館の使用料金につきましては、令和3年5月1日から自治会館使用規則に基づき使用料をお願いして参りました。  
しかし、昨今の電気・ガス等の光熱水費の高騰が顕著であり、令和5年10月1日から下記のとおり、値上げをさせていただきます。  
また、上記と同日から、会館の使用申込みが増えてきたことにより、使用日から1週間前までのキャンセルは、キャンセル料として使用料金全額を徴収させていただきます。  
皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。  
なお、自治会館内に、健康維持を目的に卓球台2台（ラケット・ボールを含む）を購入いたしました。使用については、下記料金にて随時、受付けて参ります。  
今後、皆様方におかれましては、ますますの自治会館ご利用を宜しくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 使用料の変更

使用料は、各使用区分・時間区分（3時間単位）ごとに下のとおり変更します。

ア部屋等	自治会員	自治会員以外
① ホール（A・B）	600円⇒700円	1,200円⇒1,400円
② ホール（A）	300円⇒400円	600円⇒800円
③ ホール（B）	300円⇒400円	600円⇒800円
④ 第1会議室	200円⇒300円	400円⇒600円
⑤ 第2会議室	200円⇒300円	400円⇒600円
⑥ 調理室	300円⇒400円	600円⇒800円

  

イ設備類の使用	自治会員	自治会員以外
① カラオケ	200円⇒300円	400円⇒600円
② 調理室のガス	200円⇒300円	400円⇒600円
③ プロジェクター	0円⇒0円	0円⇒0円
④ 卓球台2台 （ラケット・ボール含む）	新規 300円	新規 600円

※以上の内容のとおり、自治会館使用規則を変更して参ります。